

平成 22 年第 1 回市議会臨時会において不採択となった陳情

番 号	陳 情 第 1 号	受理年月日	平 20. 5. 8
件 名	鹿児島市上竜尾町旧道に接する私有地への賃貸マンション建設反対並びに行政指導による建設計画の中止勧告の要請について		
結 果	平 22. 5. 18 第 1 回臨時会で不採択		
付託委員会	建設委員会		

(委員会における審査経過)

本件は、上竜尾町の私有地に建設が予定されている賃貸マンションについて、建設計画の取り下げ・中止を要請されたものである。

本件に対する当局の考え方や対応状況等について伺ったところ、本件対象の建築物は、第二種中高層住居専用地域である上竜尾町 105 番 1 外 2 筆に、鉄筋コンクリート造 4 階建ての共同住宅として計画されたものであるが、同計画については、よりよい住環境のまちづくりを目指して本市が制定している「指定建築物の建築等に係る住環境の保全に関する条例」に基づき、建築主が平成 20 年 2 月から 3 月にかけて計 3 回の住民説明会を開催している。

一方、5 月に陳情者は、鹿児島県弁護士会に設置されている紛争解決センターに紛争解決の調停・斡旋を求められたが、7 月に調停不成立に終わっている。その後も当事者双方から協議を再開し、解決を図りたいとの意思表示がなされたことから、本市においても同条例の趣旨に則り、当事者間での協議が進むよう機会を捉えて助言を行ってきたところである。

建築主はその間、本市の要請に対し建築確認申請を留保していたが、同年 8 月 26 日に建築確認申請を提出され、同申請は建築基準関係規定に適合していたことから、本市は 10 月 2 日に確認済証を交付した。これを受けて、建築主は 11 月 4 日に仮設工事に着手した。

その後も本市としては、引き続き当事者間の協議再開を働きかけてきたが、12 月 2 日に地元の 4 名の方から本市建築審査会へ建築確認処分の取消しを求める審査請求が提出され、審査の結果、21 年 1 月 30 日に 1 名は棄却、3 名は却下の裁決がなされている。また、5 月 17 日には当事者間での協議が行われ、ロードミラーの設置や開放廊下のプライバシー対策などの意見が出されたとのことであるが、その後の協議が行われていないことから、7 月 2 日に本市から陳情者代表に意見交換を提案した。これを受け、8 月 18 日に陳情者代表の代理人が建築指導課に来課されたが、「建築指導課が斡旋する協議には出会しない。」などの話をされたところである。

その後、建築工事が完了したことから、本市は 9 月 10 日に完了検査を行い、同月 18 日に建築主に検査済証を交付した。また、工事完了に伴い、隣接住民に建築主との協議を働きかけたが、隣接住民は、協議を行う前に、建築主の立ち会で建物内からの実地検証を要望したいと考えているとのことであり、一方、建築主としては、既に建物は完成しており、隣接住民から協議の申し出があった時は、個別に申出者と直接対応するとのことであった。

本市としては、隣接住民や建築主から相談があれば適切に対応したいと考えているが、その後、相談は寄せられていないところである。なお、当該共同住宅については、22 年 2 月下旬に全戸入居したとの

説明がなされた。

委員会においては、本件の取扱いについて協議した結果、当局の対応状況や当該共同住宅の現状等を踏まえた場合、陳情の趣旨に沿えないものとして不採択とすべきものと決定。

番 号	陳 情 第 13 号	受理年月日	平 20. 6. 18
件 名	人と動物の共生の実現を目指したドッグランの整備について		
結 果	平 22. 5. 18 第 1 回臨時会で不採択		
付託委員会	経済企業委員会		
<p>(委員会における審査経過)</p> <p>本件は、犬と人とのつき合い方を学習する場や飼い主のマナー向上を図るための情報交換広場を兼ねた施設「ドッグラン」について、本市が喜入地域の一倉地区に計画している観光農業公園（仮称）内に整備するよう要請されたものである。</p> <p>本件に対する当局の考え方や対応状況等について伺ったところ、ドッグランはリードなしで犬を自由に遊ばせる広場・施設で、その設置による効果としては、犬や飼い主同士のコミュニケーションの場及びしつけやマナー等の情報交換の場として利用されること、さらには、利用者増に伴い動物愛護者が増加すること等が考えられる。その一方で、不特定の多種多様な犬同士がリードなしで自由に遊ぶ形態であることから、犬同士の喧嘩に伴うけがや鳴き声、柵を飛び越え施設外へ逸走する等のトラブルに対する管理者としての責任や対策のほか、ふん尿処理や臭気対策など管理・運営面において検討すべき課題も考えられるところである。</p> <p>一方、観光農業公園（仮称）については、都市部と農村地域の交流を通して、食と農への理解の促進、農業・農村地域の活性化及び観光の振興を図るため、農村地域の魅力ある農畜産物、自然、文化等の資源や地域の人材を活用した交流施設を整備するもので、主な施設としては、地域の食材にこだわった鹿兒島の味を提供する農家レストラン、地域の新鮮な農産物を提供する農産物直売施設、農家レストラン等から排出される食品残渣等を飼料化しリサイクルする食品残渣等再資源化施設、黒豚と触れ合える動物ふれあい広場、収穫や栽培の体験等ができる農業体験用ほ場及び散策のできる芝生広場や自然観察林等の整備を計画している。</p> <p>また、同農業公園の整備スケジュールについては、平成 24 年度の供用開始を目指し、21 年度に造成工事の実施設計を行ったところであり、22 年度は同設計に基づき造成工事等に取り組むこととしている。同農業公園内にドッグランを整備することについては、予定地の周辺に民間のドッグランとして 3 施設が整備されていることや市内の登録済犬の分布状況等から見て課題があると考えているとの説明がなされた。</p> <p>委員会においては、本件の取扱いについて協議した結果、当局の説明や同農業公園整備の進捗状況等を踏まえた場合、陳情の趣旨に沿えないものとして不採択とすべきものと決定。</p>			